

公益社団法人徳島県労働者福祉協議会定款

第10章 事務局

(事務局)

第45条 この法人には、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長および職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が理事会の承認を経て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第46条 この法人の主たる事務所には、常時次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。なお、備え置くべき期間につき法令等に定めのあるものについては、それに準拠して備え置くものとする。

- 一 定款
 - 二 役員名簿
 - 三 事業計画書及び収支予算書等
 - 四 事業報告書及び計算書類等
 - 五 財産目録
 - 六 監査報告書
 - 七 会員総会及び理事会の議事録
 - 八 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - 九 役員等に対する報酬等の支給基準
 - 十 その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会の決議を経て定める情報公開規則によるものとする。